

別紙 1
消防法施行規則第 23 条第 4 項に従い設置された
火災感知器の設置状況について

火災感知器の配置図と火災感知器の配置を示した一覧表について以下に示す。

消防法施行規則		感知器			
口第23条第4項 三 口 感知器は、取付け面から0.6m以上突出した梁等によつて区画された部分ごとに、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて感知器又は取付け面から0.4m以上突出した梁等によつて区画された部分ごとに、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて次の要で定める床面積又は取付け面から0.4m以上突出した梁等による感知器を、火災時に有効感知するよう設ける。 ◆ 感知器は、廊下、通路、階段及び斜路等を、火災を感知するよう設ける。 ◆ 開放性区域の梁等に○のないものは、梁高さ1m以上とする。 ◆ 予防事務審査、検査基準 梁等の梁さが0.4m以上1m未満で火災区画が連続する場合、隣接する感知区域を当該部分を含め15m以内であれば2つの感知区域とすることができる。 また、取付け面の高さが8mを超えるか、走動式分布型及び埋設知覚の設置が不適当と認められる場合は、当該部分を含めての感知区域とすることができる。 ◆ 日本水栓協会・自動火災報知設備工事基準書 開戸性居間等の場合は、梁等の梁さが0.6m以上1m未満で区画された10m ² 以下の小区分が1つ隣接している場合は、該区分が8m未満の梁等の梁さの割合に応じて、取付け面高さを当該部分を含む感知区域とする。					
口第23条第4項 三 口 感知器は、取付け面から0.6m以上突出した梁等によつて区画された部分ごとに、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて次の要で定める床面積又は取付け面から0.4m以上突出した梁等による感知器を、火災時に有効感知するよう設ける。 ◆ 感知器は、廊下、通路、階段及び斜路等を、火災を感知するよう設ける。 ◆ 開放性区域の梁等に○のないものは、梁高さ1m以上とする。 ◆ 予防事務審査、検査基準 梁等の梁さが0.6m以上1m未満で火災区画が連続する場合、取付け面高さに応じた範囲の隣接する感知区域を当該部分を含めて1つのおよび1つ以上の感知区域とすることができる。 ◆ 日本水栓協会・自動火災報知設備工事基準書 開戸性居間等の場合は、梁等の梁さが0.6m以上1m未満で区画された10m ² 以下の小区分が1つ隣接している場合は、該部分を含めての感知区域とすることができる。 ◆ 口第23条第4項 七 ベ (直路、階段及び傾斜路) 感知器は、廊下及び直路等にあつては歩行距離30mにつき1個以上の個数を、梁等及び傾斜路にあつては垂直距離15mにつき1個以上の個数を設ける。 以上の個数を設ける。					
感知器		消防法施行規則			
火災区画	区画 (~4m) (4~8m) (8~16m)	梁高さ (0.6m) <(1m)	梁高さ (0.6m) <(1m)		
	総面積 (1+α)	総面積 (1+α) <15m ² +10m ² <60m ²	総面積 (1+α) <15m ² +10m ² <60m ²		
R-1-31	○	49	49		
1	-	-	-		
2	-	13	13		
3	-	31	31		
4	-	57	57		
5	-	15	15		
6	-	6	6		
7	-	78	78		
8	-	57	57		
9	-	11	11		
10	-	26	26		
11	-	40	40		
12	-	107	107		
13	-	25	48		
14	-	23	30		
15	○	19	19		
16	○	47	47		
17	-	37	37		
18	-	36	36		
19	-	54	54		
20	-	27	27		
21	-	39	30		
22	-	24	24		
23	-	30	30		
24	-	27	27		
25	-	83	83		
26	-	71	71		
27	-	28	28		
28	-	26	26		
29	-	27	27		
30	-	18	18		
31	-	19	19		
32	-	40	40		
33	-	24	24		
34	-	36	36		
35	○	35	35		
R-2-1	○	-	-		
R-2-2	○	-	-		
R-2-3	○	-	-		
R-2-4	○	-	-		
R-2-5	○	-	-		
R-2-6	○	-	-		
R-2-7	○	-	-		
R-2-8	○	-	-		
R-2-9	○	-	-		
R-2-10	○	-	-		
R-2-11	○	-	-		
R-2-12	○	-	-		

消防法施行規則		煙感知器		熱感知器	
口 第23条第4項 三 口 壁又は取付け面から0.6m以上突出した梁等によって区画された部分ごとに、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて感知器の個数を、火災に感知するよう設ける。 口 第23条第4項 七 木 感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜路を除く感知区域ごとに、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上の個数を、火災を有効に感知するよう設ける。					
取付け高さ 4m未満 4m以上～20m未満 20m2	4m未満 75m2	* 様数区画の梁高さに○のないものは、梁高さ1m以上とする。 ◆予防事務審査検査基準 梁等の深さが0.6m以上1m未満で火災区画が連続する場合、梁等の深さ0.4m以上1m未満で区画された5m2以下の小区画がいつ隣接している場合は、当該部分には定温式スポット型感知器を設けることが出来る。(注内試験において定温式スポット型感知器の作動を確認) ◆予防事務審査検査基準 梁等の深さが0.6m以上1m未満で火災区画が連続する場合、取付け面高さに応じた範囲の隣接する感知区域を当該部分を含めた部分を含めて、一つの感知区域能りに見なすことができる。	取付け高さ 4m未満 20m未満 60m2	取付け面高さ 4m以上～20m未満 20m未満 60m2	取付け面高さ 4m以上～20m未満 20m未満 60m2
口 第23条第4項 三 口 取付け面から0.4m以上突出した梁等によって区画された梁等によつて区画された部分ごとに、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて感知器の個数を、火災に感知するよう設ける。					
壁又は取付け面から0.4m以上突出した梁等によつて区画された部分ごとに、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積の個数を、火災に感知するよう設ける。 * 様数区画の梁高さに○のないものは、梁高さ1m以上とする。					
床面積		床面積		床面積	
R-5-3		R-5-5		R-5-7	
1	—	0	—	2	—
1	○	—	—	1	—
2	○	—	—	1	—
3	—	○	—	1	—
4	—	○	—	1	—
5	—	—	○	1	—
6	—	—	—	1	—
7	—	—	—	1	—
8	—	—	—	1	—
9	—	—	—	1	—
10	—	—	—	1	—
11	—	—	—	1	—
12	—	—	—	1	—
13	—	—	—	1	—
14	—	—	—	1	—
15	—	—	—	1	—
16	—	—	—	1	—
17	—	—	—	1	—
18	—	—	—	1	—
19	—	—	—	1	—
20	—	—	—	1	—
R-5-8		R-5-9		R-5-11	
1	—	—	—	—	—
2	—	○	—	—	—
3	—	○	—	—	—
4	—	○	—	—	—
5	—	—	○	—	—
6	—	—	○	—	—
7	—	—	○	—	—
8	—	—	○	—	—
9	—	—	○	—	—
10	—	—	○	—	—
11	—	—	○	—	—
12	—	—	○	—	—
13	—	—	○	—	—
14	—	—	○	—	—
15	—	—	○	—	—
16	—	—	○	—	—
17	—	—	○	—	—
18	—	—	○	—	—
19	—	—	○	—	—
20	—	—	○	—	—
R-5-14		R-5-16		R-5-17	
1	—	—	—	—	—
2	—	—	—	—	—
3	—	—	—	—	—
4	—	—	—	—	—
5	—	—	—	—	—
6	—	—	—	—	—
7	—	—	—	—	—
8	—	—	—	—	—
9	—	—	—	—	—
10	—	—	—	—	—
11	—	—	—	—	—
12	—	—	—	—	—
13	—	—	—	—	—
14	—	—	—	—	—
15	—	—	—	—	—
16	—	—	—	—	—
17	—	—	—	—	—
18	—	—	—	—	—
19	—	—	—	—	—
20	—	—	—	—	—
R-5-18		R-5-19		R-5-20	
1	—	—	—	—	—
2	—	—	—	—	—
3	—	—	—	—	—
4	—	—	—	—	—
5	—	—	—	—	—
6	—	—	—	—	—
7	—	—	—	—	—
8	—	—	—	—	—
9	—	—	—	—	—
10	—	—	—	—	—
11	—	—	—	—	—
12	—	—	—	—	—
13	—	—	—	—	—
14	—	—	—	—	—
15	—	—	—	—	—
16	—	—	—	—	—
R-5-19		R-5-20		R-5-20	
1	—	—	—	—	—
2	—	—	—	—	—
3	—	—	—	—	—

消防法施行規則										感熱感知器																												
煙感知器					感熱感知器					消防法施行規則			感熱感知器																									
口 第23条 第1項 三 口 床面積にしき1個以上の個数を、火灾に応じて感知器の種別及び取付け面の高さに応じて感知器を設ける。	口 第23条 第4項 七、六、五 床面積及び傾斜路、階段及び傾斜路を除く感知区域とし、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上しきる感知器は、廊下、床面積にしき1個以上の個数を、火灾に応じて感知器を設ける。	□ 第23条 第4項 三 口 床面積にしき1個以上の個数を、火灾に応じて感知器を設ける。	口 第23条 第4項 七、六、五 床面積及び傾斜路、階段及び傾斜路を除く感知区域とし、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上しきる感知器は、廊下、床面積にしき1個以上の個数を、火灾に応じて感知器を設ける。	◆ 予防事務検査・検査基準 感知器は、床面積を、火灾に応じて感知するように設ける。	◆ 災害時事務検査・検査基準 感知器は、床面積を0.6m以上1m未満で火灾区域が連続する場合、取付け面高さに応じて範囲の隣接する感知区域を当該部分を含めつつ感知区域とみなすことができる。	◆ 防災事務検査・検査基準 感知器は、床面積を0.6m以上1m未満で火灾区域が連続する場合、取付け面高さに応じて範囲の隣接する感知区域を当該部分を含めつつ感知区域とみなすことができる。	◆ 日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 感知器は、床面積を0.6m以上1m未満で火灾区域が連続する場合、取付け面高さに応じて範囲の隣接する感知区域を当該部分を含めつつ感知区域とみなすことができる。	* 検査区画の梁高さに○のないものは、梁高さ1m以上とする。	* 検査区画の梁高さに○のないものは、梁高さ1m以上とする。	取付け面高さ 4m以上～20m未満 4m以上～20m未満 4m以上～20m未満 4m以上～20m未満 60m2 150m2 75m2	床面積 4m以上～20m未満 35m2(特種) 4m以上～20m未満 70m2(特種)	取付け面高さ 4m以上～1m未満 35m2(特種) 4m以上～1m未満 35m2(特種)	床面積 4m以上～20m未満 35m2(特種) 4m以上～20m未満 35m2(特種)	取付け面高さ 4m以上～1m未満 35m2(特種) 4m以上～1m未満 35m2(特種)	床面積 4m以上～20m未満 35m2(特種) 4m以上～20m未満 35m2(特種)																							
R-5-21										区画	高さ (~4m) (4~8m) (8~30m)	梁高さ (0.6m) (0.8m) (<1m)	小区画 総面積 <7m2 +10m2 <2-1	設置条件 消音装置 設置數 (1) (2-1)	設置件数 用感知器 (1-①)+ ②	合計	区画	高さ (~4m) (4~8m) (8~30m)	梁高さ (0.6m) (0.8m) (<1m)	小区画 総面積 <30m2 (1+n) +5m2 <2-1	設置条件 消音装置 設置數 (1) (2-1)	設置件数 用感知器 (1-①)+ ②	合計	区画	高さ (~4m) (4~8m) (8~30m)	梁高さ (0.6m) (0.8m) (<1m)	小区画 総面積 <30m2 (1+n) +5m2 <2-1	設置条件 消音装置 設置數 (1) (2-1)	設置件数 用感知器 (1-①)+ ②	合計	区画	高さ (~4m) (4~8m) (8~30m)	梁高さ (0.6m) (0.8m) (<1m)	小区画 総面積 <30m2 (1+n) +5m2 <2-1	設置条件 消音装置 設置數 (1) (2-1)	設置件数 用感知器 (1-①)+ ②	合計	備考
R-6-1										火災区画	高さ (~4m) (4~8m) (8~30m)	梁高さ (0.6m) (0.8m) (<1m)	小区画 総面積 <7m2 +10m2 <2-1	設置条件 消音装置 設置數 (1) (2-1)	設置件数 用感知器 (1-①)+ ②	合計	火災区画	高さ (~4m) (4~8m) (8~30m)	梁高さ (0.6m) (0.8m) (<1m)	小区画 総面積 <7m2 +10m2 <2-1	設置条件 消音装置 設置數 (1) (2-1)	設置件数 用感知器 (1-①)+ ②	合計	火災区画	高さ (~4m) (4~8m) (8~30m)	梁高さ (0.6m) (0.8m) (<1m)	小区画 総面積 <7m2 +10m2 <2-1	設置条件 消音装置 設置數 (1) (2-1)	設置件数 用感知器 (1-①)+ ②	合計	火災区画							
R-6-2										火災区画	高さ (~4m) (4~8m) (8~30m)	梁高さ (0.6m) (0.8m) (<1m)	小区画 総面積 <7m2 +10m2 <2-1	設置条件 消音装置 設置數 (1) (2-1)	設置件数 用感知器 (1-①)+ ②	合計	火災区画	高さ (~4m) (4~8m) (8~30m)	梁高さ (0.6m) (0.8m) (<1m)	小区画 総面積 <7m2 +10m2 <2-1	設置条件 消音装置 設置數 (1) (2-1)	設置件数 用感知器 (1-①)+ ②	合計	火災区画	高さ (~4m) (4~8m) (8~30m)	梁高さ (0.6m) (0.8m) (<1m)	小区画 総面積 <7m2 +10m2 <2-1	設置条件 消音装置 設置數 (1) (2-1)	設置件数 用感知器 (1-①)+ ②	合計	火災区画							

31

感温器		消防法施行規則															
感温器		消防法施行規則															
感温器		第23条第1項 三 口 壁又は取付け面から0.6m以上突出した梁等によって区画された部分ごとに、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて感知器の個数を、火災に有効感知するよう設ける。															
感温器		第23条第4項 七 束 感知器は、廊下、道路、階段及び傾斜路を除く感知区域ごとに、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積につき一個以上の個数を、火災に有効感知するよう設ける。															
4m未満	4m以上～8m未満	8m以上～15m未満	15m以上～20m未満	20m以上～25m未満	25m以上～30m未満	30m以上～35m未満	35m以上～40m未満	40m以上～45m未満	45m以上～50m未満	50m以上～55m未満	55m以上～60m未満	60m以上～65m未満	65m以上～70m未満	70m以上～75m未満	75m以上～80m未満	80m以上～85m未満	85m以上～90m未満
* 様数区画の梁等が0.6m以上1m未満で火災区画が連続する感知区域は、当該部分を含めた床面積につき1個	* 様数区画の梁等が0.6m以上1m未満で火災区画が連続する感知区域は、当該部分を含めた床面積につき1個	* 様数区画の梁等が0.6m以上1m未満で火災区画が連続する感知区域は、当該部分を含めた床面積につき1個	* 様数区画の梁等が0.6m以上1m未満で火災区画が連続する感知区域は、当該部分を含めた床面積につき1個	* 様数区画の梁等が0.6m以上1m未満で火災区画が連続する感知区域は、当該部分を含めた床面積につき1個	* 様数区画の梁等が0.6m以上1m未満で火災区画が連続する感知区域は、当該部分を含めた床面積につき1個	* 様数区画の梁等が0.6m以上1m未満で火災区画が連続する感知区域は、当該部分を含めた床面積につき1個	* 様数区画の梁等が0.6m以上1m未満で火災区画が連続する感知区域は、当該部分を含めた床面積につき1個	* 様数区画の梁等が0.6m以上1m未満で火災区画が連続する感知区域は、当該部分を含めた床面積につき1個	* 様数区画の梁等が0.6m以上1m未満で火災区画が連続する感知区域は、当該部分を含めた床面積につき1個	* 様数区画の梁等が0.6m以上1m未満で火災区画が連続する感知区域は、当該部分を含めた床面積につき1個	* 様数区画の梁等が0.6m以上1m未満で火災区画が連続する感知区域は、当該部分を含めた床面積につき1個	* 様数区画の梁等が0.6m以上1m未満で火災区画が連続する感知区域は、当該部分を含めた床面積につき1個	* 様数区画の梁等が0.6m以上1m未満で火災区画が連続する感知区域は、当該部分を含めた床面積につき1個	* 様数区画の梁等が0.6m以上1m未満で火災区画が連続する感知区域は、当該部分を含めた床面積につき1個	* 様数区画の梁等が0.6m以上1m未満で火災区画が連続する感知区域は、当該部分を含めた床面積につき1個	* 様数区画の梁等が0.6m以上1m未満で火災区画が連続する感知区域は、当該部分を含めた床面積につき1個	* 様数区画の梁等が0.6m以上1m未満で火災区画が連続する感知区域は、当該部分を含めた床面積につき1個
感温器	感温器	感温器	感温器	感温器	感温器	感温器	感温器	感温器	感温器	感温器	感温器	感温器	感温器	感温器	感温器	感温器	感温器
感温器	感温器	感温器	感温器	感温器	感温器	感温器	感温器	感温器	感温器	感温器	感温器	感温器	感温器	感温器	感温器	感温器	感温器
R-6-6	R-6-6	R-6-6	R-6-6	R-6-6	R-6-6	R-6-6	R-6-6	R-6-6	R-6-6	R-6-6	R-6-6	R-6-6	R-6-6	R-6-6	R-6-6	R-6-6	R-6-6
R-6-7	R-6-7	R-6-7	R-6-7	R-6-7	R-6-7	R-6-7	R-6-7	R-6-7	R-6-7	R-6-7	R-6-7	R-6-7	R-6-7	R-6-7	R-6-7	R-6-7	R-6-7
R-6-8	R-6-8	R-6-8	R-6-8	R-6-8	R-6-8	R-6-8	R-6-8	R-6-8	R-6-8	R-6-8	R-6-8	R-6-8	R-6-8	R-6-8	R-6-8	R-6-8	R-6-8
R-6-9	R-6-9	R-6-9	R-6-9	R-6-9	R-6-9	R-6-9	R-6-9	R-6-9	R-6-9	R-6-9	R-6-9	R-6-9	R-6-9	R-6-9	R-6-9	R-6-9	R-6-9
備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考

消防法施行規則														消防法施行規則			
煙感知器																	
□ 第23条第4項 三 口 壁又は取付け面から0.6m以上突出した梁等によって区画された部分ごとに、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて感知器の個数を、火災に有効感知するよう設ける。 口 第23条第4項 七 ホ 感知器は、廊下、通路、階段及び傾斜科路を除く感知区域ごとに、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積に(つ)き1個以上の個数を、火災に有効感知するよう設ける。														消防法施行規則			
口 第23条第4項 七 ホ 床面積 4m未満 取付け面高さ 4m以上～20m未満 4m以上～8m未満 4m以上～3m未満 *複数区分の梁高さに○のないものは、梁高さ1m以上とする。 ◆予防事務監査・検査基準 梁等の深さが0.4m以上1m未満で火災区画が連続する場合、梁等の深さが0.4m以上1m未満で区画された5m以内に火災感知器により有効に火災を感知できる。また、取付け面の高さが8mを超えるか、かつ差動式分布型及び煙感知器の設置が不適当と認められる場所で、定温式スポット型の感知器により有効に火災を感知できる部分には、定温式スポット型の感知器を設けることが出来る。(社内試験により定温式スポット型感知器の動作を確認済)														消防法施行規則			
火災区分	高さ (~4m)	梁高さ (0.6m)	梁高さ (0.6m)	小区域 <4m> (1m)	総面積 <7.5m ² +10m ² × (1+n) <90m ² > (2-1)	設置数 用感知器 (3)	設置数 通用 (2)	設置数 消防法 設置数 (1)	設置数 消防法 設置数 (1+n) <30m ² (2-1)	設置数 総面積 <30m ² (1+n) <50m ² (2-2)	設置数 通用 (2)	設置数 消防法 設置数 (1)	合計	備考			
R-6-26	○	-	-	12	12	-	2	1	○	0	-	-	12	12	-	1	2
①	-	○	-	27	36	-	1	1	○	-	-	-	27	27	-	-	1
②	-	○	-	○	9	-	-	1	○	○	-	-	9	9	-	-	1
③	-	○	-	○	22	-	-	1	○	○	-	-	22	22	-	-	1
④	-	○	-	○	2	-	-	1	○	○	-	-	2	2	-	-	1
⑤	-	○	-	○	1	-	32	1	○	○	-	-	○	○	-	-	1
⑥	-	○	-	○	3	7	-	1	○	○	-	-	3	3	-	-	1
⑦	-	○	-	○	4	7	-	1	○	○	-	-	4	4	-	-	1
⑧	-	○	-	○	16	16	-	1	○	○	-	-	16	16	-	-	1
⑨	-	○	-	○	20	20	-	1	○	○	-	-	20	20	-	-	1
⑩	-	○	-	○	11	11	-	1	○	○	-	-	11	11	-	-	1
⑪	-	○	-	○	7	7	-	1	○	○	-	-	7	7	-	-	2
⑫	-	○	-	○	5	-	-	1	○	○	-	-	5	5	-	-	1
⑬	-	○	-	○	11	31	-	1	○	○	-	-	11	11	-	-	1
⑭	-	○	-	○	15	26	-	1	○	○	-	-	15	15	-	-	1
⑮	-	○	-	○	4	-	-	1	○	○	-	-	6	6	-	-	1
⑯	-	○	-	○	9	-	-	1	○	○	-	-	9	9	-	-	1
⑰	-	○	-	○	3	-	-	1	○	○	-	-	3	3	-	-	1
⑱	-	○	-	○	6	-	-	1	○	○	-	-	4	4	-	-	1
⑲	-	○	-	○	7	22	-	1	○	○	-	-	7	7	-	-	1
⑳	-	○	-	○	15	-	-	1	○	○	-	-	15	15	-	-	1
㉑	-	○	-	○	20	-	-	1	○	○	-	-	20	20	-	-	1
㉒	-	○	-	○	19	39	-	1	○	○	-	-	19	19	-	-	1
㉓	-	○	-	○	11	26	-	1	○	○	-	-	11	11	-	-	1
㉔	-	○	-	○	15	-	-	1	○	○	-	-	15	15	-	-	1
㉕	-	○	-	○	16	-	-	1	○	○	-	-	16	16	-	-	1
㉖	-	○	-	○	12	44	-	2	○	○	-	-	12	12	-	-	1
㉗	-	○	-	○	16	-	-	1	○	○	-	-	16	16	-	-	1
㉘	-	○	-	○	185	185	-	2	○	○	-	-	185	185	-	-	1
㉙	-	○	-	○	11	-	-	1	○	○	-	-	11	11	-	-	1
㉚	-	○	-	○	14	-	-	1	○	○	-	-	14	14	-	-	1
㉛	-	○	-	○	9	-	-	1	○	○	-	-	9	9	-	-	1
㉜	-	○	-	○	6	-	-	24	2	○	-	-	6	6	-	-	1
㉝	-	○	-	○	9	-	-	1	○	○	-	-	9	9	-	-	1
㉞	-	○	-	○	24	-	-	2	○	○	-	-	24	24	-	-	1
㉟	-	○	-	○	6	-	-	1	○	○	-	-	5	5	-	-	1
㉟	-	○	-	○	12	-	-	33	-	○	-	-	12	12	-	-	1
㉟	-	○	-	○	21	-	-	1	○	○	-	-	21	21	-	-	1
㉟	-	○	-	○	7	-	-	37	-	○	-	-	7	7	-	-	1
㉟	-	○	-	○	30	-	-	1	○	○	-	-	30	30	-	-	1
㉟	-	○	-	○	37	-	-	1	○	○	-	-	37	37	-	-	1
㉟	-	○	-	○	40	-	-	4	○	○	-	-	40	40	-	-	4

消防法施行規則			熱感知器																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
消防法施行規則			消防法施行規則																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
<p>□ 第23条第4項 三 口 壁又は取付け面から0.6m以上突出した梁等によって区画された部分ごとに、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上 床面積につき1個以上の個数を、火災に有効感知するよう設ける。</p> <p>□ 第23条第4項 七 木路、階段及び傾斜路を除く感知区域ごとに、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床 面積につき1個以上の個数を、火災を有効に感知するように設ける。</p> <p>床面積 4m以上～20m未満 150m²</p> <p>4m以上～20m未満 75m²</p> <p>* 様数区画の梁高さに○のないものは、梁高さ1m以上とする。</p>			<p>□ 第23条第4項 三 口 壁又は取付け面から0.6m以上突出した梁等によって区画された部分ごとに、感知器の種別及び取付け面の高さに応じて次の表で定める床面積につき1個以上 床面積の個数を、火災に有効感知するよう設ける。</p> <p>◆ 予防事務検査・検査基準 梁等の深さが0.4m以上1m未満で火災区画が連続する場合、隣接する感知区域を当該部分を含め15m²以内であれば1つの感知区域と見なすことができる。 また、取付面の高さが8mを超えるか、かつ差動式分布型及び煙感知器の設置が不適当と認められる場所で定温式スポット型感知器により有効に火災を感知できる部分には、定温式スポット型感知器を設けることが出来る。(社内試験により定温式スポット型感知器の作動を確認済)</p> <p>◆ 日本少災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書 細長い居室等の場合 細長い居室等の場合 細長い居室等に定温式スポット型感知器(特殊)を設ける場合は、歩行距離13mにつき1個以上設ける。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
<p>◆ 災害等の深さが0.6m以上1m未満で火災区画が連続する場合、取付面高さに応じた範囲の隣接する感知区域を当該部分を含めて1つの感知区域と見なすことができる。</p> <p>◆ 灾害等の深さが0.6m以上1m未満で火災区画が連続する場合、取付面高さに応じた範囲の隣接する感知区域を当該部分を含めて1つの感知区域と見なすことができる。</p> <p>◆ 予防事務検査・検査基準 梁等の深さが0.6m以上1m未満で火災区画が連続する場合、取付面高さに応じた範囲の隣接する感知区域を当該部分を含めて1つの感知区域と見なすことができる。</p> <p>◆ 第23条第4項 七 へ(通路、階段及び傾斜路)につき1個以上の個数を、階段及び傾斜路にあつては垂直距離15mにつき1個以上設ける。</p> <p>以上の個数を設ける。</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>火災区画</th><th>高さ (~4m) (4~8m) (0.6m)</th><th>梁高さ (0.6m)</th><th>小区分 面積 <5m² (1m)</th><th>総面積 (1+1) <5m² (1m)</th><th>小区分 面積 <5m² (1m)</th><th>総面積 (1+1) <5m² (1m)</th><th>消防法 設置用 設置件数 (1)</th><th>減数設置 適用 (2)</th><th>起動条件 用感知器 (3)</th><th>感知器 設置数 (1~2+3)</th><th>感知器 設置数 (1~2+3)</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通路 ①</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>1</td><td>0</td><td>通路</td><td>-</td><td>0</td><td>3</td><td></td></tr> <tr> <td>②</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>2</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td><td>8</td><td>8</td><td>3</td></tr> <tr> <td>③</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>3</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td><td>23</td><td>23</td><td>1</td></tr> <tr> <td>④</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>4</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td><td>8</td><td>8</td><td>1</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>5</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>18</td><td>18</td><td>1</td></tr> <tr> <td>⑥</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>6</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>7</td><td>7</td><td>1</td></tr> <tr> <td>⑦</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>7</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>16</td><td>16</td><td>1</td></tr> <tr> <td>⑧</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>8</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>6</td><td>6</td><td>1</td></tr> <tr> <td>⑨</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>9</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>15</td><td>15</td><td>1</td></tr> <tr> <td>⑩</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>10</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>18</td><td>18</td><td>1</td></tr> <tr> <td>⑪</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>11</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>7</td><td>7</td><td>1</td></tr> <tr> <td>⑫</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>12</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>19</td><td>19</td><td>1</td></tr> <tr> <td>⑬</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>13</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>12</td><td>12</td><td>1</td></tr> <tr> <td>⑭</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>14</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>13</td><td>13</td><td>1</td></tr> <tr> <td>⑮</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>15</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>5</td><td>5</td><td>1</td></tr> <tr> <td>⑯</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>16</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>6</td><td>6</td><td>1</td></tr> <tr> <td>⑰</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>17</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>8</td><td>8</td><td>1</td></tr> <tr> <td>⑱</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>18</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>4</td><td>4</td><td>1</td></tr> <tr> <td>⑲</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>19</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>8</td><td>8</td><td>1</td></tr> <tr> <td>⑳</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>20</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>13</td><td>13</td><td>1</td></tr> <tr> <td>㉑</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>21</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>6</td><td>6</td><td>1</td></tr> <tr> <td>㉒</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>22</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>5</td><td>5</td><td>1</td></tr> <tr> <td>㉓</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>23</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>8</td><td>8</td><td>1</td></tr> <tr> <td>㉔</td><td>-</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>24</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>6</td><td>6</td><td>1</td></tr> <tr> <td>㉕</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>25</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>16</td><td>16</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>		火災区画	高さ (~4m) (4~8m) (0.6m)	梁高さ (0.6m)	小区分 面積 <5m ² (1m)	総面積 (1+1) <5m ² (1m)	小区分 面積 <5m ² (1m)	総面積 (1+1) <5m ² (1m)	消防法 設置用 設置件数 (1)	減数設置 適用 (2)	起動条件 用感知器 (3)	感知器 設置数 (1~2+3)	感知器 設置数 (1~2+3)	備考	通路 ①	-	-	-	-	-	-	1	0	通路	-	0	3		②	-	○	○	○	○	○	2	-	○	○	8	8	3	③	-	○	○	○	○	○	3	-	○	○	23	23	1	④	-	○	○	○	○	○	4	-	○	○	8	8	1	⑤	-	○	○	○	○	○	5	-	-	-	18	18	1	⑥	-	○	○	○	○	○	6	-	-	-	7	7	1	⑦	-	○	○	○	○	○	7	-	-	-	16	16	1	⑧	-	○	○	○	○	○	8	-	-	-	6	6	1	⑨	-	○	○	○	○	○	9	-	-	-	15	15	1	⑩	-	○	○	○	○	○	10	-	-	-	18	18	1	⑪	-	○	○	○	○	○	11	-	-	-	7	7	1	⑫	-	○	○	○	○	○	12	-	-	-	19	19	1	⑬	-	○	○	○	○	○	13	-	-	-	12	12	1	⑭	-	○	○	○	○	○	14	-	-	-	13	13	1	⑮	-	○	○	○	○	○	15	-	-	-	5	5	1	⑯	-	○	○	○	○	○	16	-	-	-	6	6	1	⑰	-	○	○	○	○	○	17	-	-	-	8	8	1	⑱	-	○	○	○	○	○	18	-	-	-	4	4	1	⑲	-	○	○	○	○	○	19	-	-	-	8	8	1	⑳	-	○	○	○	○	○	20	-	-	-	13	13	1	㉑	-	○	○	○	○	○	21	-	-	-	6	6	1	㉒	-	○	○	○	○	○	22	-	-	-	5	5	1	㉓	-	○	○	○	○	○	23	-	-	-	8	8	1	㉔	-	○	○	○	○	○	24	-	-	-	6	6	1	㉕	○	○	○	○	○	○	25	-	-	-	16	16	1
火災区画	高さ (~4m) (4~8m) (0.6m)	梁高さ (0.6m)	小区分 面積 <5m ² (1m)	総面積 (1+1) <5m ² (1m)	小区分 面積 <5m ² (1m)	総面積 (1+1) <5m ² (1m)	消防法 設置用 設置件数 (1)	減数設置 適用 (2)	起動条件 用感知器 (3)	感知器 設置数 (1~2+3)	感知器 設置数 (1~2+3)	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
通路 ①	-	-	-	-	-	-	1	0	通路	-	0	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
②	-	○	○	○	○	○	2	-	○	○	8	8	3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
③	-	○	○	○	○	○	3	-	○	○	23	23	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
④	-	○	○	○	○	○	4	-	○	○	8	8	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑤	-	○	○	○	○	○	5	-	-	-	18	18	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑥	-	○	○	○	○	○	6	-	-	-	7	7	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑦	-	○	○	○	○	○	7	-	-	-	16	16	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑧	-	○	○	○	○	○	8	-	-	-	6	6	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑨	-	○	○	○	○	○	9	-	-	-	15	15	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑩	-	○	○	○	○	○	10	-	-	-	18	18	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑪	-	○	○	○	○	○	11	-	-	-	7	7	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑫	-	○	○	○	○	○	12	-	-	-	19	19	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑬	-	○	○	○	○	○	13	-	-	-	12	12	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑭	-	○	○	○	○	○	14	-	-	-	13	13	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑮	-	○	○	○	○	○	15	-	-	-	5	5	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑯	-	○	○	○	○	○	16	-	-	-	6	6	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑰	-	○	○	○	○	○	17	-	-	-	8	8	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑱	-	○	○	○	○	○	18	-	-	-	4	4	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑲	-	○	○	○	○	○	19	-	-	-	8	8	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
⑳	-	○	○	○	○	○	20	-	-	-	13	13	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
㉑	-	○	○	○	○	○	21	-	-	-	6	6	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
㉒	-	○	○	○	○	○	22	-	-	-	5	5	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
㉓	-	○	○	○	○	○	23	-	-	-	8	8	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
㉔	-	○	○	○	○	○	24	-	-	-	6	6	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
㉕	○	○	○	○	○	○	25	-	-	-	16	16	1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		

柏崎刈羽原子力発電所第6号機
原子炉建屋 火災感知器の配置図 断面図
東京電力ホールディングス株式会社
名称